

第三期尾道市国民健康保険
特定健康診査等実施計画

平成 30 年 3 月

尾 道 市

目 次

序章	計画策定にあたって	1
1	特定健康診査・特定保健指導の導入の趣旨	1
2	メタボリックシンドロームに着目する意義	1
3	特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方について	1
4	計画の性格	1
5	計画の期間	2
6	尾道市の現状	2
7	尾道市の健康課題	6
第1章	達成しようとする目標	7
1	目標値の設定	7
2	尾道市の特定健康診査・特定保健指導の目標値	7
第2章	特定健康診査・特定保健指導の対象者	8
1	対象者数の定義	8
2	第1期の対象者数等の推移	8
3	第2期の対象者数等の推計	9
4	第3期の対象者数等の推計	10
第3章	特定健康診査・特定保健指導の実施方法	11
1	特定健康診査	11
2	特定保健指導	12
3	特定健診・特定保健指導の充実	14
第4章	個人情報保護に関する項目	16
1	基本的な考え方	16
2	記録の保存方法、体制、外部委託、管理方法	16
3	守秘義務規定	16
第5章	特定健康診査等実施計画の公表・周知	17
1	公表の趣旨	17
2	公表の方法	17
第6章	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	18
1	基本的な考え方	18
2	具体的な評価	18
3	評価の実施責任者	18
4	評価方法	19
第7章	その他	20

序章 計画策定にあたって

1 特定健康診査・特定保健指導の導入の趣旨

急速に高齢化が進んでいる状況に対応するため、健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防のために高齢者の医療の確保に関する法律が制定された。尾道市国保もそれに基づいて平成 20 年度からメタボリックシンドロームに着目し特定健康診査・保健指導を開始した。

2 メタボリックシンドロームに着目する意義

メタボリックシンドロームは、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を引き起こす病態であり、それぞれが重複した場合は、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としている。

内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、また、発症した後でも血糖、血圧等をコントロールすることにより、狭心症等の心疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症化を予防することは可能であるという考え方である。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加が血糖や中性脂肪、血圧などの上昇をもたらすとともに、様々な形で血管を損傷し、動脈硬化を引き起こし、心疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となることを詳細にデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになると考えられる。

3 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方について

これまでの健診・保健指導は個別疾患の早期発見・早期治療を目的とし、健診後の保健指導の内容は健診結果の伝達、生活習慣病にかかる一般的な情報提供や、健診結果で「要指導」者に対してのみ行われるなど付加的な役割にとどまっていた。特定健康診査・保健指導では、健診により抽出された内臓脂肪型肥満リスク重複者に対して医師、保健師、管理栄養士等が早期介入し、必要度に応じ階層化された保健指導（「動機づけ支援」「積極的支援」）を提供する。

医療保険者が実施主体となることで、医療費データと健診データが同一保険者の下に総合的に保有・管理されることから、特定健康診査等の結果を基に効果の評価を行い、次年度の健診・保健指導計画につなげることができる。

4 計画の性格

この計画は高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条に基づいて厚生労働大臣が定めた「特定健康診査等基本指針」に即して、同法第 19 条に基づき尾道市国民健康保険が策定する計画である。

5 計画の期間

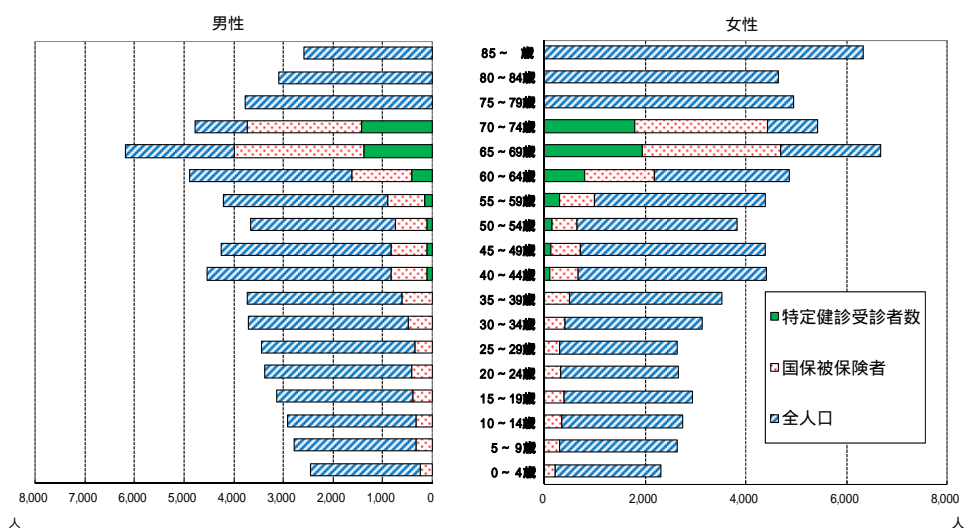
この計画は、第1期の計画期間を平成20年度から平成24年度、第2期計画を平成25年度から平成29年度とし、第3期計画は平成30年度から平成35年度の6年間とする。

6 尾道市の現状

(1) 尾道市の国民健康保険加入者の特徴

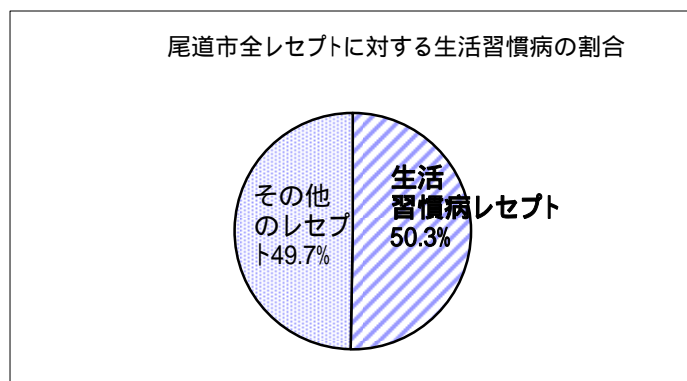
平成29年3月31日現在、総人口は140,381人、本市国民健康保険の総加入者数は33,164人で総人口の約23.6%となっている。また、40～74歳の人口は66,637人、その内本市国民健康保険加入者数は27,098人で約40.7%が本市国保特定健康診査・特定保健指導の対象者となっている。

尾道市人口・国保被保険者・国保特定健診受診者数（平成29年3月31日現在）



(2) 尾道市の生活習慣病の状況

平成28年5月診療分の全レセプトに占める生活習慣病レセプト件数割合をみると県平均が46.3%であるのに対し尾道市は50.3%と生活習慣病の割合が高い。

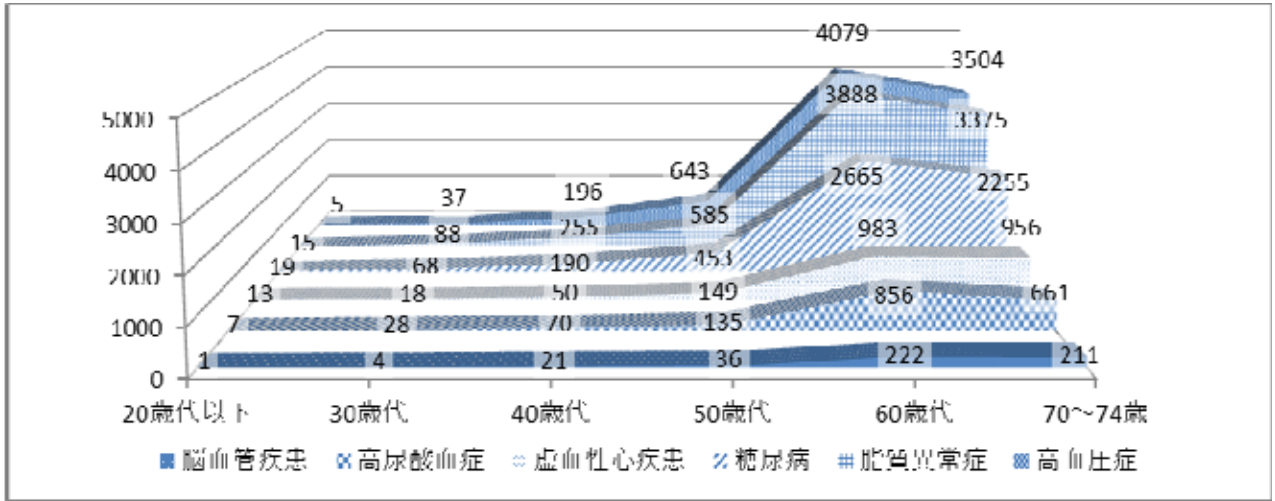


(平成28年5月医科診療分、
主病、副病：広島県国保連資料)

平成 28 年 5 月診療分の生活習慣病件数の内訳は、多い順に 1. 高血圧症(8,464 件) 2. 高脂血症(8,206 件) 3. 糖尿病(5,650 件) 4. 虚血性心疾患(2,169 件) 5. 高尿酸血症(1,757 件)6.脳血管疾患(495 件) となっている。

平成 28 年 5 月診療分の生活習慣病医療費の額では、多い順に、1. 高血圧症 (63,697 千円) 2. 糖尿病 (44,467 千円) 3. 脂質異常症 (22,333 千円) 4. 虚血性心疾患 (13,191 千円) 5. 脳血管疾患 (9,821 千円) となっている。

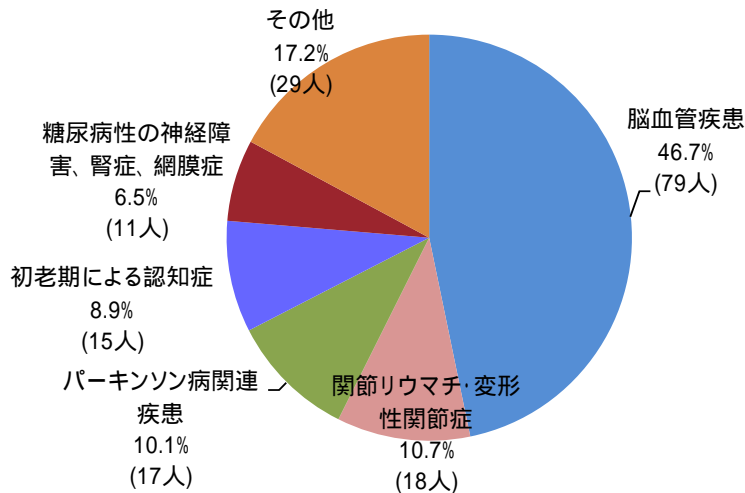
年齢別生活習慣病の疾病数 (件数)



(平成 28 年 5 月医科診療分、主病、副病：広島県国保連資料)

40 歳から 65 歳未満の要介護認定者の特定疾病状況をみると、脳血管疾患が 46.7%、糖尿病性の神経障害、腎症、網膜症が 6.5%と、生活習慣病関連の疾病比率が高い。

40～65 歳要介護者介護の特定疾病状況



(特定疾病別尾道市第 2 号要介護認定者数：平成 28 年度)

(3) 特定健康診査受診実施状況

尾道市の特定健診の受診率は年々増加しているが、目標値には達していない。

地域別の受診率をみると、御調地域は特に高く目標値に近づいているが、その他の地域は30%程度である。

平成20年度と比較すると、旧尾道市と向島地域は約2倍、因島と瀬戸田地域は約3倍近く伸びている。

年齢別にみると、65歳から74歳が多く、40歳代、50歳代の受診者数が少ない。

男女別に見ると、女性の方が男性よりも多く受けている。

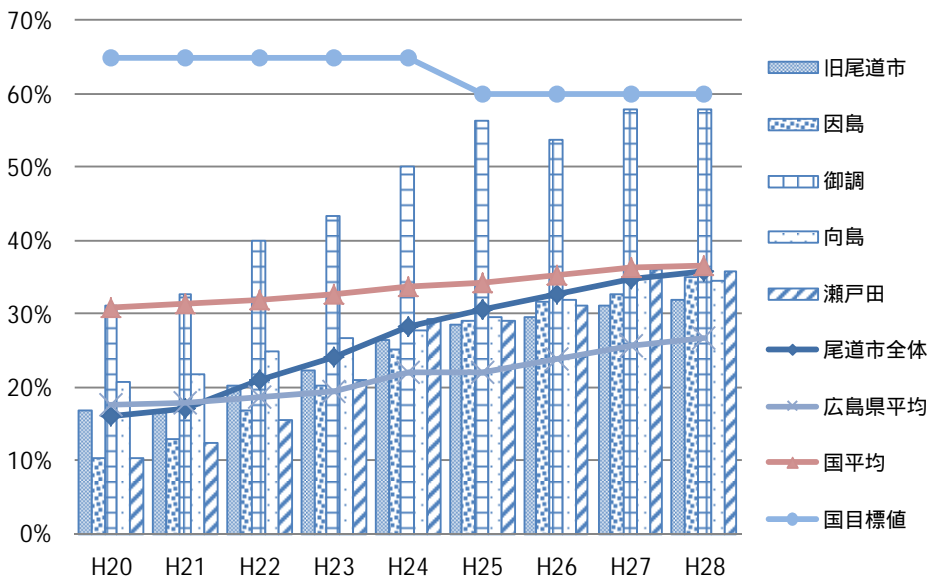
特定健康診査受診率 尾道市、広島県、全国市町村国保の年次推移（法定報告数）

年度（平成）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
尾道市	対象者数	26,933人	26,970人	26,782人	26,307人	25,329人
	受診者数	7,611人	8,241人	8,890人	9,119人	9,078人
	受診率	28.3%	30.6%	33.2%	34.7%	35.9%
広島県受診率	21.9%	22.1%	23.9%	25.7%	26.7%	
全国受診率	33.7%	34.2%	35.4%	36.3%	36.6%	
尾道市目標受診率	65.0%	50.0%	55.0%	55.0%	60.0%	
第2期計画評価※	B	B	B	C	C	

（受診率は平成29年3月2日広島県健康福祉局資料より転記、平成28年度受診率は速報値）

※評価基準 A:目標値に達した B:目標値に達していないが、改善傾向にある（前年度比2%以上の上昇） C:変わらない D:悪化している（前年度比2%以上の低下）

特定健康診査受診率推移



（地区別受診率は健康かるてを利用し抽出）

(4) 特定保健指導実施状況

尾道市の特定保健指導の実施率は平成 26 年度までは上昇しているが、平成 27 年度以降は下がっている。対象者への保健指導の効果等の周知啓発不足、利用に結びつきやすい環境整備不足、複数回対象となった人の利用減少などが原因として考えられる。

特定保健指導実施状況 尾道市、広島県、全国市町村国保の年次推移（法定報告数）

年度（平成）		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
尾道市特定健診受診者数		7,611	8,241	8,890	9,119	9,078	
特定保健指導	尾道市	対象者数	1,028	1,035	1,136	1,082	1,107
		対象者割合	13.5%	12.5%	12.8%	11.9%	12.2%
		利用者数	293	396	420	389	
		利用率	28.5%	38.2%	36.9%	35.9%	
		終了者数	280	297	407	363	341
		終了率	27.2%	28.7%	35.8%	33.5%	30.8%
	広島県終了率		26.3%	29.1%	29.2%	28.8%	29.5%
	全国終了率		19.9%	22.5%	23.0%	25.1%	26.3%
	尾道市目標実施率		45.0%	45.0%	45.0%	50.0%	50.0%
	第 2 期計画評価※		B	C	B	D	D

（実施率は平成 29 年 3 月 2 日広島県健康福祉局資料より転記、平成 28 年度実施率は速報値）

（利用者数は健康かるてより抽出・作成した国保特定保健指導地区別利用率資料より抜粋）

※評価基準 A:目標値に達した B:目標値に達していないが、改善傾向にある（前年度比 2% 以上の上昇） C:変わらない D:悪化している（前年度比 2%以上の低下）

内臓脂肪症候群及び予備群の割合は県平均より高い。また、平成 20 年度と比較して平成 28 年度は内臓脂肪症候群が 17.8%増加し、予備群は 12.8%減少した。

平成 28 年度特定健診受診者のメタボリックシンドローム該当者・予備群該当者割合

	特定健康診査			内臓脂肪症候群			内臓脂肪症候群予備群		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	該当者数 (人)	割合 (%)	減少率 (%) ※	該当者数 (人)	割合 (%)	減少率 (%) ※
尾道市	25,275	9,078	35.9	1,849	20.4	-17.8	1,011	11.1	12.8
広島県	431,656	115,278	26.7	20,542	17.8		12,096	10.5	

（平成 29 年 3 月 2 日広島県健康福祉局資料より転記、平成 28 年度受診率は速報値）

※平成 20 年度と比較した減少率

7 尾道市の健康課題

(1) 医療費からみた課題

尾道市では、脳血管疾患や心臓病が要介護原因や死因上位となっている。また、尾道市は生活習慣病の比率が県平均より高く、件数及び医療費額ともに最も多いのは高血圧症である。

高血圧症、糖尿病、脂質異常症が重症化すると、脳血管疾患や心臓病などの疾患に進行すると考えられるため、健診による早期発見と保健指導による生活習慣改善・重症化予防が重要であると考えられる。そのためには特定健診の受診率・特定保健指導の実施率の向上をよりすすめていくことが重要である。

また、特定保健指導に選定されない治療中の人や腹囲・BMIは基準値内であるが、血液検査結果等に異常値がある人に対しても保健指導をしていく必要がある。

(2) 健診結果からみた課題

尾道市は受診率が目標に達していない。原因として生活習慣病は自覚症状がないまま進行することが多いため、健診受診の動機づけが難しいこと、また他の疾患で治療中の人や改めて健診というかたちで検査は必要ないと思われている人が多いことなどが考えられる。また年齢別にみると若年者の受診率が低い。受診の必要性をわかりやすく啓発し、また受けやすい健診体制づくりに努める必要がある。

また、県平均と比較して、内臓脂肪症候群及び予備群の割合が県平均より高いことから、運動や食事面など生活習慣改善のための施策が必要である。

(3) 保健指導結果からみた課題

特定保健指導の実施率が目標値に達していないことから、保健指導の内容・必要性・効果の周知啓発や利用に結びつきやすい環境整備が不十分だと考えられる。今後は周知啓発やインセンティブ事業に工夫をしていくとともに、利用しやすい環境のため市直営の保健指導の充実、実施機関の増加を目指す。

また、保健指導の質向上のための取組みを行い、利用したことがある人でも再度の利用に繋がる魅力ある保健指導を目指していく必要がある。

(4) 健康寿命からみた課題

本市は「健康おのみち21」において健康寿命を延ばす取組みをしており、要介護の大きな原因となっている生活習慣病予防のためにも特定健診受診率・特定保健指導実施率を向上させる必要がある。

第1章 達成しようとする目標

1 目標値の設定

この計画の実行により、特定健康診査受診率を**60%**、特定保健指導実施率を**60%**、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の**25%**減少、特定保健指導対象者の**25%**減少を平成**35**年度までに達成することを目標とする。

2 尾道市の特定健康診査・特定保健指導の目標値

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌基準をもとに、尾道市国民健康保険における目標値を以下のとおり設定する。

年度（平成）	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診受診率	45%	48%	51%	54%	57%	60%
特定保健指導終了率	45%	48%	51%	54%	57%	60%
内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率（20年度比）						25%減少
特定保健指導の対象者の割合の減少率（20年度比）						25%減少

第2章 特定健康診査・特定保健指導の対象者

1 対象者数の定義

(1) 特定健康診査における対象者数の定義

特定健診の実施年度中に **40～74** 歳となる加入者で、かつ当該実施年度の一年間を通じて加入している者（年度途中での加入・脱退等異動のない者）のうち、妊産婦等除外規定の該当者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）を除いた者が対象者となる。

(2) 特定保健指導における対象者の定義

特定健診の結果、腹囲の他、血糖、血圧、脂質が所定の値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症、または高脂血症の治療に係る薬剤を服用している者を除く者である。リスクの多少と喫煙歴の有無により、動機づけ支援または積極的支援に分かれる。

2 第1期の対象者数等の推移

対象者数等の推移

年度（平成）		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40～74歳被保険者数（年度末）		29,796人	29,437人	29,357人	29,475人	29,061人
特定健診対象者数	男性	12,859人	12,541人	12,379人	12,302人	12,392人
	女性	15,135人	14,834人	14,605人	14,583人	14,541人
	合計	27,994人	27,375人	26,984人	26,885人	26,933人
特定健診受診者数	男性	1,720人	1,900人	2,223人	2,564人	3,080人
	女性	2,735人	2,792人	3,423人	3,896人	4,531人
	合計	4,455人	4,692人	5,646人	6,460人	7,611人
動機づけ支援対象者数	男性	324人	343人	396人	423人	451人
	女性	259人	225人	262人	304人	324人
	合計	583人	568人	658人	727人	775人
積極的支援対象者数	男性	123人	109人	147人	149人	185人
	女性	40人	37人	49人	61人	68人
	合計	163人	146人	196人	210人	253人
特定保健指導終了者数 合計		57人	167人	209人	162人	280人

※ 「40～74歳被保険者数（年度末）」について、平成20年度～平成23年度は「尾道市の国保」年齢階層別被保険者数を基に作成した。

※ 「特定健診対象者数」、「特定健診受診者数」、「動機づけ支援対象者数」、「積極的支援対象者数」「特定保健指導終了者数」については法定報告時の人数を基に作成した。

3 第2期の対象者数等の推移

対象者数等の推移

年度（平成）		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40～74歳被保険者数（年度末）		29,021人	28,834人	28,195人	27,105人	26,056人
特定健診対象者数	男性	12,457人	12,415人	12,259人	11,815人	11,387人
	女性	14,513人	14,367人	14,048人	13,460人	12,897人
	合計	26,970人	26,782人	26,307人	25,275人	24,283人
特定健診受診者数	男性	3,328人	3,655人	3,729人	3,761人	3,793人
	女性	4,913人	3,235人	5,390人	5,317人	5,245人
	合計	8,241人	8,890人	9,111人	9,078人	9,045人
動機づけ支援対象者数	男性	466人	541人	532人	535人	538人
	女性	328人	344人	329人	351人	374人
	合計	794人	885人	861人	886人	912人
積極的支援対象者数	男性	177人	181人	162人	164人	169人
	女性	64人	70人	59人	57人	55人
	合計	241人	251人	221人	221人	221人
特定保健指導終了者数 合計		297人	407人	363人	341人	320人

※ 「40～74歳被保険者数（年度末）」について、平成25年度～平成29年度は「尾道市の国保」年齢階層別被保険者数を基に作成し、平成29年度は平成29年8月末現在の数から推計した。

※ 「特定健診対象者数」、「特定健診受診者数」、「動機づけ支援対象者数」、「積極的支援対象者数」「特定保健指導終了者数」について、平成25年度～平成28年度は法定報告時の人数を基に作成し、平成29年度は平成25年度～平成28年度の傾向を用いて推計した。

4 第3期の対象者数等の推計

対象者数等の推計

年度（平成）		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40～74歳被保険者数（年度末）		25,048人	24,079人	23,147人	22,251人	21,390人	20,562人
特定健診対象者数	男性	10,946人	10,523人	10,116人	9,724人	9,348人	8,986人
	女性	12,399人	11,918人	11,457人	11,014人	10,587人	10,178人
	合計	23,345人	22,441人	21,573人	20,738人	19,935人	19,164人
特定健診受診者数	男性	4,926人	5,051人	5,159人	5,251人	5,328人	5,392人
	女性	5,579人	5,721人	5,843人	5,947人	6,035人	6,107人
	合計	10,505人	10,772人	11,002人	11,198人	11,363人	11,499人
動機づけ支援対象者数	男性	699人	716人	732人	745人	756人	765人
	女性	398人	408人	417人	424人	430人	435人
	合計	1,097人	1,124人	1,149人	1,169人	1,186人	1,200人
積極的支援対象者数	男性	219人	225人	230人	234人	237人	240人
	女性	59人	60人	61人	62人	63人	64人
	合計	278人	285人	291人	296人	300人	304人
特定保健指導終了者数 合計		619人	677人	734人	791人	847人	903人

- ※ 「40～74歳被保険者数（年度末）」については、平成27年度～平成28年度の傾向を用いて推計した。
- ※ 「特定健診対象者数」については、平成27年度～平成28年度の傾向を用いて推計した。
- ※ 「特定健診受診者数」については、各年度の「特定健診対象者数」に各年度の目標特定健診実施率を乗じ推計した。
- ※ 「動機づけ支援対象者数」及び「積極的支援対象者数」については、平成28年度～平成29年度の傾向を用いて推計した。
- ※ 「特定保健指導終了者数」については、各年度の「動機づけ支援対象者数」及び「積極的支援対象者数」の合計に各年度の目標特定保健指導実施率を乗じ推計した。

第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査

(1) 基本的な考え方

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とし、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

(2) 実施場所・日程・時期等

ア 集団健康診査

尾道市内 12 か所で 6 月～2 月に計 50 回程度行う予定。

イ 個別健康診査

広島県の国保ベースで集合契約した医療機関で 4 月末から 3 月末までの期間に随時行う予定。

(3) 実施項目

ア 基本的な健診項目

(ア) 質問項目

(イ) 身体計測（身長、体重、**BMI**、腹囲）

(ウ) 理学的検査（身体診察）

(エ) 血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、**HDL** コレステロール、**LDL** コレステロール、または **non-HDL** コレステロール）

(オ) 肝機能検査（**AST(GOT)**、**ALT(GPT)**、**γ-GT (γ - GTP)**）

(カ) 血糖検査（空腹時血糖、**HbA1c** を選択）

(キ) 尿検査（尿糖、尿蛋白）

イ 追加検査項目（契約締結医療機関で実施）

(ア) 腎機能検査（血清クレアチニン、**e-GFR**、尿酸）

ウ 詳細な健診項目

一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

(ア) 心電図検査

(イ) 眼底検査

(ウ) 貧血検査

(エ) 血清クレアチニン（**e-GFR**）（追加検査項目で実施しない場合）

(4) 特定健康診査外部委託基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年厚生労働省告示第 11 号）に掲げる基準を満たし、広島県内に特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有している医療機関等に委託して実施する。

(5) 委託契約の方法

特定健康診査の個別健康診査については広島県の国保ベースの集合契約に参加する。

集団健診については委託業者と個別契約する。

(6) 特定健康診査の自己負担額

特定健康診査受診者の自己負担額は無料とする。

また、費用の支払いについては、広島県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(7) 周知や案内の方法

特定健康診査受診対象者には、特定健康診査受診券を交付する。

広く市民に対して、市の広報、ケーブルテレビ、**FM** おのみち、報道機関への広報、ポスター掲示、チラシ配布などを通して周知していく。

(8) 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法

事業主健診等の受診者の記録については、尾道市国民健康保険特定健康診査受診助成金交付要綱に基づき収集に努めることとする。

また、特定健康診査等に関するデータの管理は、原則 5 年間保存とし、広島県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

2 特定保健指導

(1) 基本的な考え方

特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム及びメタボリックシンドローム予備群に該当した人の生活習慣を改善することを目的とする。

対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、生活習慣を振り返り、改善するための行動目標を設定・実践できるよう支援する。そのことにより対象者が自分の健康に関する自己管理ができるようになり、将来における循環器疾患及び、糖尿病による合併症の発症を予防する。

(2) 実施場所及び実施時期

ア 実施場所

特定保健指導を委託する医療機関、尾道市総合福祉センター、各地域の保健センター・公民館等

イ 実施時期

特定保健指導利用者に利用券交付開始後から実施を始める。翌年度にまたぐ特定保健指導の初回面接は翌年度 5 月末までに終了し、翌年度 12 月末までに全て終了することとする。

(3) 特定保健指導外部委託基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年厚生労働省告示第 11 号）に掲げる基準を満たし、尾道市内に特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有している医療機関等に委託して実施する。

(4) 特定保健指導の内容

ア 情報提供

(ア) 対象者

特定健康診査の受診者全員

(イ) 内容

特定健康診査の健診結果に加えて、生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供する。

イ 動機づけ支援

(ア) 対象者

- ① 腹囲が男性 **85cm** 以上、女性 **90cm** 以上で、血糖、脂質、血圧のうち 1 つが基準値を超え、喫煙歴なしの者
- ② 腹囲が基準値に満たない場合でも肥満度 (BMI) が **25** 以上で、血糖、脂質、血圧のうち 1 つが基準値を超えている者又は 2 つが基準値を超え、喫煙歴なしの者

(イ) 内容

医師等の指導者により、原則として 1 回の保健指導を行い、生活習慣の改善のための行動目標を立て、対象者自らが生活習慣改善のための行動計画を設定し、3～6 か月経過後に実績の評価を行う。

ウ 積極的支援

(ア) 対象者

- ① 腹囲が男性 **85cm** 以上、女性 **90cm** 以上で、血糖、脂質、血圧のうち 2 つ以上が基準値を超える者
- ② 腹囲が男性 **85cm** 以上、女性 **90cm** 以上で、血糖、脂質、血圧のうち 1 つが基準値を超え、喫煙歴ありの者
- ③ 腹囲が基準値に満たない場合でも肥満度 (BMI) が **25** 以上で、血糖、脂質、血圧の 3 つ全てが基準値を超える者
- ④ 腹囲が基準値に満たない場合でも肥満度 (BMI) が **25** 以上で、血糖、脂質、血圧のうち 2 つが基準値を超え、喫煙歴ありの者

(イ) 内容

保健師・管理栄養士等の指導者により、1 回目の保健指導で生活習慣の改善のための行動目標を立て、対象者自らが生活習慣改善のための行動計画を設定する。その後、策定した行動計画を対象者が自主的かつ継続的に行えるよう、指導者が

複数回の面談を行って支援し、**3～6** か月経過後に実績の評価を行う。

(5) その他効果的な実施方法の推進

実施率の引き上げにつながるよう、随時実施方法の見直しを行う。

- ア 行動計画の実績評価の時期の見直し
- イ 初回面接と実績評価の同一機関要件の廃止
- ウ 健診結果が揃わない場合の初回面接の分割実施と集合契約の整備
- エ **2**年連続して積極的支援に該当した者への**2**年目の特定保健指導の弾力化
- オ 積極的支援対象者に対する柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施
- カ 情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）の推進

(6) 保健指導実施者の人材確保と資質向上

医療保険者の生活習慣病対策、予防重視の基本的な考え方のもと、必要な保健師・栄養士の配置、国保直診・在宅の専門職の活用、アウトソーシングの活用を進める。

保健指導実施担当者会議を行い、実施者間で情報交換するなど、資質向上に努める。

(7) 周知、案内方法

特定保健指導対象者に対しては、特定保健指導利用券を交付する。

広く市民に対して、市の広報、ケーブルテレビ、**FM** おのみち、報道機関への広報、ポスター掲示、チラシ配布などを通して保健指導を利用することの大切さについて周知していく。

未利用者には、電話、訪問又はチラシ送付などによる利用勧奨を行う。

(8) 事業主健診データの保管方法及び保管体制、保管等に関する外部委託について

事業主健診等の受診者の記録については、関係機関と連携して収集に努めることとし、原則磁気媒体として収集する。

また、特定健康診査等に関するデータの管理は、原則**5**年間保存とし、広島県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

3 特定健康診査・特定保健指導の充実

特定健診・特定保健指導を実施するに当たり、次の項目に留意して事業を推進していく。

(1) 特定健診受診率の向上

- ・モデル重点地区等を募り地区組織の協力を得ながら重点的な受診勧奨を行う。
- ・健診の重要性をテーマとした講演会、地域での集団健診結果説明会などを健康増進部門と連携して行う。

- ・前年度未受診者に対し、電話や郵送、訪問による個別受診勧奨を行う。
- ・健康まつり等、各種イベント時に特定健診の広報活動を行う。
- ・治療中の方の検査結果情報提供については、尾道市特定健康診査情報提供実施要綱に基づき医療機関に委託して行う。

(2) 特定保健指導実施率及び効果の向上

- ・特定保健指導の対象者の経年的な検査データの確認と検証を行い、特定保健指導の有効性を広報誌などで啓発していく。
- ・保健指導実施機関の拡充により医療機関や直営など多様な指導機関を対象者に提供し、特定保健指導を受けやすい体制を整備する。
- ・保健指導に関わる従事者の情報交換や各種研修会への積極的な参加による技能の向上により保健指導効果の向上を図る。

(3) 特定保健指導以外の保健指導の実施

健診の結果、治療や保健指導が必要な人に対する受診勧奨や保健指導に取り組む。糖尿病性腎症重症化予防事業等、治療中の人を対象とした保健指導を実施する。

(4) 医療費適正化に対する役割

医療費適正化を推進する中で地域や各種団体との連携・協力の強化を図りながら、特定健診、特定保健指導の実施という保険者としての役割を果たしていく。

第4章 個人情報の保護に関する項目

1 基本的な考え方

医療保険者は、健診・保健指導で得られる健康情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行う。その際には、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分に配慮しつつ、効果的・効率的な健診・保健指導を実施する立場から、収集された個人情報を有効に利用することが必要である。

2 記録の保存方法、体制、外部委託、管理方法

個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」にもとづいて行う。

ガイドラインにおける役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督）について周知を図る。

特定健康診査・特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理していく。

3 守秘義務規定

国民健康保険法（平成20年4月1日施行分）

第百二十条の二 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年4月1日施行分）

第三十条 第28条の規定により保険者が特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合はその役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第百六十七条 第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1 公表の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律第19条「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画を公表する。

この公表は、主に尾道市国民健康保険加入者に、医療保険者としての計画期間中の取組方針を示し、なぜ特定健康診査や特定保健指導を受ける必要があるのか等、趣旨の周知を目的として行う。

2 公表の方法

公表については、策定後すみやかにホームページへ全文を掲載する、また、市広報に記事として概要を掲載する等の方法により行う。

また、年間を通じて地区組織、健診機関、保健推進員等の健康づくり実践団体等の地域ネットワークを通じて **PR** を行う。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 基本的な考え方

評価は、「特定健康診査・特定保健指導」の成果について評価を行うことであり、有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などで評価されるものである。

その成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定されるため、健診結果や生活習慣の改善状況などの短期間で評価ができる事項についても評価を行っていく。

なお、評価方法としては、

- (1) 「個人」を対象とした評価方法
- (2) 「集団」として評価する方法
- (3) 「事業」としての評価方法

以上それぞれについて評価を行うとともに、事業全体を総合的に評価する。

2 具体的な評価

(1) ストラクチャー（構造）

特定保健指導に従事する職員の体制（職種・職員数・職員の資質等）、特定保健指導の実施に係る予算、施設・設備の状況、他機関との連携体制、社会資源の活用状況。

(2) プロセス（過程）

特定保健指導の実施過程、すなわち情報収集、アセスメント、問題の分析、目標の設定、指導手段（コミュニケーション、教材を含む）、特定保健指導実施者の態度、記録状況、対象者の満足度。

(3) アウトプット（事業実施量）

特定健康診査受診率、特定保健指導実施率。

(4) アウトカム（結果）

肥満度や血液検査などの健診結果の変化、糖尿病等の有病者・予備群、死亡率、要介護率、医療費、健康寿命の変化。

3 評価の実施責任者

個人に対する特定保健指導の評価は特定保健指導実施者（委託事業者を含む）が実施責任者とする。

集団に対する特定保健指導の評価は、特定保健指導実施者（委託先を含む）及び医療保険者が、評価の実施責任者となる。

特定保健指導実施者に対する研修を行っている者もこの評価に対する責務を持つこととする。

事業としての特定保健指導の評価は、「特定健康診査・特定保健指導」事業を企画する立場にある医療保険者がその評価の責任を持つこととする。

最終評価については、特定健康診査・特定保健指導の成果として、対象者全員にお

ける生活習慣病対策の評価（有病率、医療費等）を行うものであるから、医療保険者が実施責任者となる。

なお、国民健康保険運営の健全化の観点から尾道市国民健康保険運営協議会において毎年進捗状況を報告し、状況に応じて特定健診等実施計画を見直すこととする。

4 評価方法

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率

目標の達成状況については、標準的・統一的な手法で正確に実施することが重要であることから、国への実績報告を用いて評価する。

(2) メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

減少率については、平成 20 年度実施分の健診データによる国への実績報告ファイルと、平成 35 年度実施分の国への実績報告ファイルとを比較し、両ファイルにおけるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合等を用いて 15 年間の減少率を算出する。（「円滑な実施に向けた手引き」参照）

また、特定保健指導を受けた者について、特定保健指導前後でのメタボリックシンドローム判定の改善状況をみることで特定保健指導の効果を分析する。

(3) 特定保健指導の対象者の割合の減少率

(4) その他

実施方法や内容、スケジュールについて、実施計画上の内容と実際の事業の実施状況を比較・評価し計画の進捗状況の管理を行う。また、定期的に庁内で保健事業担当者会議を開催し、事業の総合的な評価や分析を行う。

第7章 その他

健康増進法で実施しているがん検診については、特定健康診査とがん検診等の受診案内を1枚のパンフレットやポスターにまとめて市民や医療機関に配付するなど関係各課と連携を図りながら、尾道市国民健康保険の被保険者が利用しやすい体制づくりに努める。

さらに、健康増進法等で実施するポピュレーションアプローチとの組み合わせを考慮しながら、保健指導のための社会資源を積極的に活用することや、地域・職域におけるグループ、ボランティア等と協働した体制整備を実施する。